

令和５年度近畿農政局入札等監視委員会 第３回定例会議審議概要

(ホームページ掲載日:令和６年１月15日)

開催日及び場所			令和５年12月12日(火) 近畿農政局第１会議室A・B	
委 員			佐久間 聖二(ジャーナリスト) 志 部 淳之介(弁護士) 森 智幸(公認会計士)	
審議対象期間			令和５年７月１日～令和５年９月30日	
審議対象案件			１０３件 うち、１者応札案件 １９件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 ５件	
抽出案件			５件 うち、１者応札案件 ３件 (抽出率 ４．９％) (抽出率１５．８％) うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件 １件 	

	意 見 ・ 質 問	回 答 欄
委 員 か ら の 意 見 ・ 質 問 そ れ に 対 す る 回 答 等	○抽出案件	
	①令和４年度 国営施設応急対策事業 「五条吉野地区」幹線水路改修工事	
	・先程の説明で多数参加されたが辞退されたのが良く分かりました。約4,000千円という金額で、あまり利益がとれないのかなと想像がつくんですが、希望される業者さんがあまり多くならないのではないかと事前に予測というのは、どうでしょうか、されるのでしょうか。	・資料に基づき説明 ・五条吉野地区につきましては、これまでも入札監視委員会の中で色々と案件を審議していただくような地区です。元々、参加者は少ないですね。工事内容が更新事業ということで、ちょっと特殊なところがあったりするのかなとは思っております。今回につきましては、事業の最終年度で、かつ、工事内容については最後の締めくくりということですので、今回は発注の内容を全社に送らせていただいて、ホームページにあげるだけでは見ていただけない会社も多数あるということで、送らせていただいたということです。
	・ありがとうございます。とにかく、どこかに参加していただきたいという主旨ですね。	
	・一般的な質問にはなるんですが、工事範囲が点在するっていうケースは、これまでもいくつかあったと思います。そういうケースって、予定価格に移動距離だとか、作業の難しさとかを反映させることっていうのは可能なんですか。	・積算基準上は点在する箇所が直線距離にして2km以上ありますと、その工事が広範囲に亘るとなりまして、2km以上になりましたら、1箇所ずつを施工した場合の工事の率を掛けて算出しますので、2km以内でしたら扱い1箇所ということで予定価格をたてております。
	・ちなみに2km以上のところの上限の基準は、特にないんですか。	・特にありません。あまり離れ過ぎると1箇所のロットの形がでてきますので。大体、国営地区は、まとまってありますので、そんなに大幅に離れるということはないです。
	・ありがとうございます。敢て実態を反映させるような形で修正をかけるということですか。	・はい。そのとおりです。
	・確認を兼ねて。最終年度とのことでしたけど、元々、この地区の最終工事というのは予定されていたんですか。	・はいそうです。
	・これは仕上げの部分ですか。	・はい。
	・そこに土砂崩れの災害対策が加わったということ。	・そのとおりです。橋脚の下につきましては災害がその時に発生したということです。
	・そこで一点、確認なんですけれども。元々の従来の仕上げの工事の価格と災害対策の価格、工事代金というのは、分けて出されていますか。	・今回につきましては、国営事業で実施しております地区です。国営事業の中で対応しております。事業で予定されたもの、災害で発生したものを含めて、同じ事業の中で工事を行っている実態がございます。
	・なるほど。予算を取るまでに、仕上げの工事費用を年度当初につけられたと思います。その時には災害対策というのは一定程度、みておられるんですか。それとも緊急時に追加されるんですか。	・緊急時に追加になります。ただ、あまり大規模になりますと、それは、また別途、事業対象の外というような場合もございますけれども、今回は小規模なものですので、国営事業の中で対応しているというような状況です。
	・なるほど。その工事に加味してやるのと、別個にするのとの切り分けの基準はありますか。	・特に明確な基準というのはないんですけれども。その時の災害規模、復旧事業費だとかを勘案して、どちらで、やっていくのかを考えていくのが通常かなと思っております。

委員からこの意見・質問に対して答える	・今回の件に関して、分けて入札されなかったのは、一体でやる方が合理性があるとか、簡便であるということを見られたという理解でよろしいですか。 ・分かりました。 ②令和４年度 湖東平野農業水利事業 神崎蒲生幹線水路施設整備工事 ・競争参加資格をある程度、広げて、当初から応募が厳しいだろうというのを予測しての対応かなと思ったんですけども。他に参加しなかった業者に、後からヒアリングとか理由というのを調査等、行っておられるのでしょうか。 ・結論としては、採算性が合わないというのが今回の理由ですか。 ・ありがとうございます。 ・なかなかの高額工事だと思うんですけどもね。一億を超えて、立派な工事なのに見合わない。これ以上の工事って、そんなにないのになというイメージですけども。 ・こういう広範囲に亘る、或いは工事の数が多いとかの場合は、こういうのは下請けには発注するんですか。 ・分かりました。ありがとうございます。 ・これを単純に例えば、工事個所を50,000千円づつで発注するというのは、出来ないのですか。それで、参加出来る者を増やすとか、そういったことは出来ないですか。	・はい。そのとおりです。 ・資料に基づき説明 ・他の参加しなかった者にはやっていないです。参加したいと応募されたが辞退した者から聞いています。 ・そうです。 ・水路は十数kmありまして、しかも一つ一つが大きな工事ではない。全部で一億円ですけれども、10箇所以上ありまして、1箇所当たりで単純に割れば、10,000千円以下の工事になる。 ・今回の工事の図面がP183からありますが、見ていただきますと、一億円の工事なんですけれども、図面の枚数が105枚というような形で、要は分土工毎に直す場所だとかを付けているんですけども。非常に細かな工事の集合体というような形になっております。P184の位置図を見ていただきますと、分土工自体が丸の書いてある場所、小さな丸ですけれども。これらの箇所数が多く、分土工の工種としては表面被覆だとか、ひび割れの補修だとか同じような工種をやっていくというようなものなのですけれども。こういった小さなものが縦列に並んでいるという関係もございまして、なかなか手間暇が掛るのかなというところが想像が出来るんですけども。ただ、積算上は、あくまで数量だけでカウントしてますので、一億となっておりますが、やはり手間暇が掛かってしまうのかなと、こちら側からも見てとれるのかなと。しかし、如何せん、積算の仕方というのは決まっておりますので、数量カウントだけでやっている関係上、こういった結果になっているのかなと思います。 ・はい。丸投げのような状態は出来ませんけれども。今回の表面被覆だとか、ゲートだとかは専門屋さんが、どうしてもありますので。そういったところに下請けをだして工事をやるという形になります。 ・実際はやろうと思えば、いくらでも分割は出来るんですけども。今回、先程、話のありました整理番号104番の工事との関連なんですけれども。それが川の右岸側の同じく愛知1幹線・愛知2幹線、同じ内容のものをやっております。それを一括して一地区でという話もあるんですけども。さすがに、2億何千万円のが、こんなに細かく点をしていると、それはさすがに1社で管理するのは無理だろうと。それを勘案して二つに分けてやっております。ただ、これをまた、5千万円という形にしますと4件に分かれることになるんですけども。4件だして、4件ともとってもらえるのかも分かりませんし、それは、また逆に煩雑になってしまうことでもありますので、今回は左岸と右岸に分けて、適正価格であろう1億位で出したということになっております。
---------------------------	--	---

委員からこの意見を見質問それれに対する回答等	・ありがとうございます。工事内容は、入札に参加してから、企業は知ったという流れですか。それとも、入札する前に、工事内容を知っていたのか。 ・分かりました。 ・私の聞き間違いかもしれませんが、右岸、左岸というのは整理番号104と110が右岸と左岸ということ。 ・対岸の方は、もう終わっているの。 ・それが104番。 ・工事の名称が同じようには見えないんですけども。 ・結果としてですかね、〇〇さん。どちらも同じ業者がされております。業者から見ると104と110というのは、それぞれ兩岸の工事だということは、皆さん理解されて、応札というのかな、入札に参加されているという理解でよろしいですか。 ・名称が異なることで、工事が点在し、広範囲に亘り、工事もなかなか個数も多いというふうに理解されているということではないんですね。 ・分かりました。 ③令和5年度 土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業 (直轄)における永源寺ダム多段ゲート整備工事 委託契約 ・随意契約を採用した理由については、ご説明のとおり、理解しました。あとは、価格が適正かということかと思うんですけども。今回、資料を見たなかで、この価格が果たして適正なのかどうかというのが判断しかねるので、どのようにして、この値段を決定されたんでしょうか。 ・ありがとうございます。	・公告をかける段階で、内容とかは全てだしているの、参加される前から内容は把握されております。 ・今回の工事が110番です。 ・対岸の方も、同じ時期位に発注をかけています。 ・そうです。 ・工事の名称は幹線水路名をつけております。右岸にあります愛知1幹線、愛知2幹線というものが104番。これが幹線の名前になっております。左岸については蒲生幹線と神崎幹線という形で、幹線名を工事名にして、発注をかけております。 ・そうですね。当然、地域のことに精通された会社の方が入られますので、入札公告を見ていただいた段階で、どこの場所でやるのかということも全部、把握されていると思います。 ・そうですね。名前は関係なく、あくまで工事の内容をみていただいていると思っております。 ・図面も仕様書も付けておりますので。 ・資料に基づき説明 ・今回の塗膜の工事につきましては、特殊なもので、PCBが飛び散らないようにするとかが必要ですので、これにつきましては標準的なものではないということになっております。今回、委託契約という形をとっておりますので、滋賀県の方でいくらかかるのかということの見積を取っていただいて、その見積の結果を今回、採用するということなんですけれども。採用するにあたっては、県が入手しました見積結果を、農政局の他の施設でも同じようなことをしておりますので、そちらの実施している規模などを勘案して、大幅にずれていないかどうかということをチェックしたうえで、滋賀県さんの方と、この金額で契約したということになります。今回、委託契約という形ですので、あくまで、滋賀県さんがかかった費用だけを支弁するという形になっておりまして、本来は60,120千円で契約をしておりますけれども、最終、この工事が終わりましたら、滋賀県さんから、どれだけかかったのかという資料をいただいて、その金額をもって、低ければ、その金額に落としますし、高ければ、増額するような形になります。基本的には高くなることはないんですけども、安く済んだ場合には、委託契約の精算処理という形をとって、最終額が決まるということになっております。
-------------------------------	--	---

委員からの意見・質問 それに対して回答等	・少し確認を。ちょっと意地悪な質問です。滋賀県自身はPCB処理をすることはないと思っています。PCB処理をするのは、もちろん認定された業者さんがするということになっているんでしょう。滋賀県さんは、その業者に発注した後のお金から、差額を滋賀県が抜くということはないんですか。 ・滋賀県から出された領収書とかの実料金で精算するということでしたけれども。それは、農政局さんの方でも確認されるという理解でよろしいですか。 ・分かりました。 ④令和5年度 国営土地改良事業地区調査 「東近江地区」事業計画策定業務 ・今の説明の中で、今回の発注内容は高度な判断を要する業務だという話だったと思うのですが、どのような点で特に技術的に難しいのでしょうか。 ・そうすると、そのような高度な内容が要求されるということで、その水準を満たす業者というのは、この業者だけではないということですね。 ・そうすると、この種の業務を一度、こなしてると、し易くなると想像するんですけども。今回、それでも1者になった理由というのは、どのあたりになるんでしょうか。応募自体が沢山あって、色々なものから設定できれば望ましいのかなと思うのですが。 ・ありがとうございます。意見にはなりますけれども、応募数をどうすれば増やせるのかなということを考えたときに、理由としては、技術的な問題だけではないだろうなと想像しました。そこをクリアするにあたっては、値段的にも見合わないとか、人員が確保できないとか色々な理由があるんだろうなと思ったので、1者で行うときとかの応募が少ないときに、原因を説明いただけると、我々も納得し易いかなと思いました。 ・基本的に全国の業者さんにあててるんですか。それとも近畿だけですか。 ・地元の方がいいとか、地元の業者の方が土地や水質とか色々分かっているから、やり易いとか、そういったところはありますか。 ・分かりました。 ・この東近江地区の土地改良事業ですよ。いわゆるほ場整備ということで。結構、ほ場整備が進んでいる地域じゃないのかなと思うんですけども。この東近江地区で土地改良事業というのは何箇所位、進められているんですか。	・基本的には、そういったことは、裏付け資料を全て、領収書だとか全てをそろえたうえで、精算の方の、委託契約の中に精算という方法がございますので、相手方との契約だとか、そういったものを全ていただくというような形でいきますので、そういったことはないかと思っております。 ・はい、そのとおりです。農政局との委託契約の中での確認事項で最終的に必要ですので、それらを全て添付していただくということになっております。 ・資料に基づき説明 ・事業計画というのは、まさに施設の計画やら、営農計画やら、用水計画といった、いろんな結果を取りまとめるものです。単純に計画の資料を様式どおりに作ってというのではなく、全ての調査結果を把握して計画策定を行うものですので、そういう面では技術的にも高度な業務であると言えます。 ・はい、コンサルは沢山いらっしゃいますので、事業計画の策定について、この業者に限るということではございません。 ・そこは、事業者の選択になるんでしょうから、私の方から正確に説明することは難しいと思うんですけども、例えば、今までの調査結果につきましては、仕様書の中でもP476に貸与資料となっていますが、これは、業務を実施する時にお貸しする資料なんですけれども、入札時にも閲覧出来るようにしておりますので、基本的には、経験のある事業者が過去の業務の情報については把握することが出来るということで、ある程度、そういったことで参加の関口が広がっているのではと考えております。 ・全国です。 ・業務にもよるのかなと思います。その地域で国営の事業計画書を作成する業務が多くでてくるのかというと、そうではございませんので、どちらかというと全国のコンサルの方が経験があるのかなと思います。 ・国営事業では一地区ということになります。
------------------------------------	--	--

委員からこの意見を見・質問をされる回答等	・全体で一つ。 ・質問の意図から説明すると、私が想像していたのは、東近江地区に、ほ場整備地区がいくつかあって、いくつかの事業をされているのかなと思ってまして、その中で、今回の〇〇さんが、いくつ位、地区計画、事業計画の作成業務をやっていたらいいのかを知りたかったんです。 ・分かりました。今回に限らず、一つの地域の中で同種の事業があるような場合には、先行しているところで計画策定事業をされたと。そのときには別のところも1者入札になるっていう可能性もないことはないので、そのあたりが、競争性が確保されているのかを見てみたいので、そのエリアの中での状況も教えていただけたらと思います。 ・国の直轄としては1箇所ということですか。 ・そこには事業計画を分けて、ここは誰々さん、そこは誰々さんという訳ではないということですね。 ・分かりました。了解です。 ・一般的な質問を。この件ではありませんけれども。私が不勉強で教えて欲しいのですが。簡易公募型プロポーザル契約をするときに、例えば、資料の第3回定例会議資料のP12に表が並んでいて、同じように簡易公募型プロポーザル契約があるんですけども。契約金額を最終、決めるときに、落札率が99.8とか99.6とか微妙にずれがあって、92.7があったりですね。これが、パーセンテージが微妙にずれている最終の契約金額が、どうやって決まっているのかなと。一般の手続きでどうやって最終金額が決まるのかを教えて欲しいんですけども。 ・そうするとパーセンテージが、少し違うのは、業者の方から少し低い金額の提案があったということで、少しばらつきがでてくるということですね。 ・今の話に関連しまして。これだと、応募する企業側は、ちょっと高めにいった方がいいということですか。 ・じゃあ、何となく大体、お金は分かるということですか。 ・すると、話し合っ、ちょっとこれだということですか。 ・逆に低く過ぎると、それは損になってしまうから、高めにだせばいいのかなと思いますね。 ・それが99.1とか、そういうパーセンテージになるんですね。	・国営事業としては、東近江市の中で現在、調査をしているのが一つということで、その他、県営の実施地区はあるとは思いますが、そこは把握しておりません。調査地区であっても、県が行うものでございますので、実施状況について、そこは申し訳ありません。 ・県で発注しているものが、どこと契約しているのかは承知しておりません。 ・東近江地域で、県が発注している事業計画作成業務は、どういうところかとっているのか、県に問い合わせしてみようということですか。 ・国営事業としては、P482に記載のところを、まとめて東近江地区としている。 ・そうです。 ・まずは技術提案書を特定します。特定した業者が概算金額を書いてます。我々も予定価格があります。提案した者の概算金額の方が高かったら、協議を行います。逆に予定価格の方が高ければ、向こうが言ってきた値段になります。微妙に何%か違うというのは、例えば、きりのいい数字にしようとか、そういうのもあるのかもしれませんが。最終的には技術提案書に基づく彼らの見積と私達が見積もった価格との比較です。 ・はい。 ・少なくとも我々としては、概算業務費を示しています。 ・はい。公告するときに概算業務費をだしています。これ位のお金、人数が必要だよとだしています。それを上回る高度なプロポーザルをだしてきたら、我々としても予算がない。 ・そうですね、あんまり我々の想定費用よりかかるというのは、提案が高度だとすると、それは我々にとって必要ないものになってしまうかもしれないです。色々な提案があるので、分からないですけども。 ・例えば、概算金額がこの場合、24,000千円でだしてますけれども、仮に彼らが我々の求める内容を満足する提案をだしたうえて、12,000千円だったら、我々は嬉しいですね。 ・我々の望む提案は24,000千円位するんだよというのを予め示して、彼らが積算をするということです。
----------------------	---	---

委員からこの意見・質問をされるに對する回答等	⑤令和5年度 名田地区計画基準調査業務 ・これは何の工事かな。 ・何の調査をされているのかな。びんとこなかったんですよ。 ・なるほどね。そうすると、これ、水田から畑に変えられたエリアなんですか。 ・何か作る作物を変えられたんですか。 ・畑をされる。水田でもいいんですけども。かんがいにしましょうか。設備に関しては、国の事業としては、どの程度まで関わられるんですか。かんがい事業というのは、国の責任でやられるような基準は何ですか。 ・なるほど。何となく分かりました。 ・先程から話を聞いておりますと、最新の技術が必要になってくることを理解しました。入札される業者さんが、最新の技術に対応出来るのか、なっているのかを調査をされているのですか。 ・ありがとうございます。 ・一般社団法人△△。これは全国各地のかんがいに関する調査をされている団体なんですか。 ・ほぼ専属的に。民間になるんですか。 ・はい。	・資料に基づき説明 ・工事ではありません。 ・事業計画をたてるときに、かんがい事業の場合は、これは畑地ですけども。畑でどれだけ水がいるかというのをまず、作ります。それが集まって、この水路には何m3の水を流さなきゃいけない。水源はどれ位、必要なかとなってくるので、畑でどれだけ水が要るのかを計る方法が計画基準に載っています。そこに書かれてる数字をきちっとするために、実際、畑でどれ位、水が使われるんだということ。例えば、3日おきに水をやったらいいのか、或いは4日おきの方がいいのか。今の最新の営農技術では、日々、ちょっとづつの方がいいのか、たくさんやって1週間空けるのかとか、色々なかんがいの方法はあるんですけども。今の最新の技術では、どういう水の使い方をするのかということを調べて、それを計画基準に反映していくのが必要なので、そのための調査です。 ・和歌山の元々、畑のところですよ。 ・花です。同じ作物を作っていたとしても、栽培技術ってどんどん進化してますし、天気も変わってきてますし、気温も変わってくるでしょうから、何年かおきに計画基準というのは改定されるんです。その今後の改定に向けてデータをそろえている。 ・国営かんがい排水事業で水田の場合、一般的に3,000ha以上の受益のあるところに必要な、ある程度の大規模な施設を対象に末端500haまでの施設は国が造る。その先は、県であったり、団体営であったりで施設を造るんですけども。その事業計画を作るにあたって、この大きい水路の計算が、田んぼにどれだけ水を使っている、途中から水がこれ位、入っているということを計算しないとこの水路の大きさを決められないので、全体の事業計画としては、国営事業計画を作らなくてはならないんですけども。その事業計画を作るにあたっての計画基準を国が作ってますんで、その基準をちゃんと整理しないとイケない。 ・基本的に、今、そこで農業を営農していて、そこでどういう水使いがなされているのか。今の営農技術で、どういう水の利用方をしているのかを把握するということなんです。コンサルさんが自分で最新のドリップかんがいをもってくるという訳ではない。実際にそこで行われている営農、新しい営農だと思ってるんですけども、そういうところで、実際にどういうふうにするのかということです。 ・畑地農業に関する色々な仕事をしているところです。 ・こういう用水量調査をする民間もあるのかということですか。 ・それは、あると思います。
------------------------	---	--

委員からこの意見・質問される回答等	・ほぼ、ここが落とされるということですかね。 ・一般競争入札になっていますね。 ・一般競争入札でいいと思っているんですけど。逆にこれは随契にされないんですか。 ・この△△というのは、どういう団体なんですかね。社団法人は分かるので。土地改良区の人達が入っているとか。 ・突拍子もない質問なんですけれども。埋蔵文化財ができたときには、京都だったら京都の埋蔵文化財担当にお願いすることが、ほぼ決まりますよね。今回のそういう調査をする場合には、この団体にということなんですか。 ・これ以外の方が入札に参加した実態はない。 ・この団体を知らないで、この団体がどうだ、ああだと言っている訳ではなくてですね。全国で、こういうものを得意にされて、多くを落札されているということになってくると、実質、一般競争入札をやっている、その効果を発揮していないということになりかねないと思っているんです。それでどうだということは、私も答えをもっていないんですけども。まあ、これまでに、どういうところが落札したとか、その実態を見てですね、まずは状況を把握して、その解決方法を、新しい方法がないのかなと考えるのがどうかと思います。一つの意見として、お聞きいただけたらと思います。 ・それと関連してなんですけれども。私は同じような懸念はもっているんですけども。例えば、落札率のところはチェックしないといけないなと思って見ていて、今回92.1%と一応、落札率としては、こちらの望むところではないかと思った次第です。ですから、委員としても、同じところが落札するのであったら、落札率がどうなのかとかですね。そもそも予定価格が適正であるかどうかを見ていきたいと思いますので、よろしくお願いします。 ○その他 ・もう少し字を大きくしてください。データでもいいんですけども、データをもらうのもあれですし、ページがまたがってもいいです。 【以上】	・まあ、そういうのに特化されていますので。 ・はい。 ・随契にする理由が、特にないです。いろんな人に参加していただきたいというのがやはりあります。 ・畑地農業の振興に取り組んでおられる団体ですね。 ・それは、全然ないです。 ・5社にアンケート調査をしたんですけども、最も多かったのが他の業務との兼ね合いから人員の確保が困難であったということなんですけれども。ということですので、なるだけ他の業務と一緒にすけれども、公告の時期を早くして、参加する可能性がまだある時期に、こういう仕事をしますよというのをなるべく早く示すことかなと思います。 ・ありがとうございます。 ・はい。 ・分かりました。工夫します。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	意見の具申、勧告 なし	
	その他 なし	
[これらに対し部局長が講じた措置]	該当なし	